

令和 7 年10月 1 日

入札公告（一般競争入札のお知らせ）

美し国三重市町対抗駅伝運営委員会

委員長 和田 靖

本件入札に参加される方は、下記事項を十分ご理解いただいたうえ、入札に参加してください。

1 案件名及び内容

- (1) 案件名 「第19回美し国三重市町対抗駅伝」に係る警備業務委託
- (2) 内容 調達説明書（仕様書）のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から令和8年3月2日（月曜日）まで
- (4) 履行場所 調達説明書（仕様書）のとおり

2 入札参加者及び落札者に必要な資格

(1) 競争入札参加資格

- ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

(2) 落札資格

- ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
- イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

3 入札参加者及び落札候補者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、次の（1）の申請書等を、令和7年10月15日（水曜日）午後5時までに、美し国三重市町対抗駅伝運営委員会事務局〔「三重交通G スポーツの杜 伊勢」（県営総合競技場陸上競技場）内 伊勢市宇治館町510〕（以下「運営委員会事務局」という。）に提出してください。なお、落札候補者にあつては、入札実施後に（2）及び（3）の書類を、令和7年10月29日（水曜日）午後5時までに運営委員会事務局まで提出していただきます。

提出した証明書等について、説明等をお願いする場合があります。

- (1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱（以下「資格要綱」という。）第4条第1項に定める申請書（第1号様式）
- (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6ヶ月以内に発行したもの）の写し（提示可）
- (3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6ヶ月以内に発行したもの）の写し（提示可）

4 入札手続きに関する担当所属

〒516-0023 三重県伊勢市宇治館町510 「三重交通G スポーツの杜 伊勢」
三重県営総合競技場陸上競技場内〔三重陸上競技協会事務局内〕
美し国三重市町対抗駅伝運営委員会事務局 担当 山本、北村
電話：0596-22-8890 F A X：0596-63-5337

5 調達説明書（仕様書）の配布の日時及び方法

4の場所で、令和7年10月1日（水曜日）午前10時から、令和7年10月6日（月曜日）午後5時（三重県の休日を定める条例で（平成元年三重県条例第2号）第1条に規定する休日を除きます）まで配布します。

6 競争入札参加資格の確認結果通知

令和7年10月20日（月曜日）までに通知します。

7 入札及び開札の日時及び場所

日時 令和7年10月24日（金曜日）午後2時
場所 三重県津市広明町13
三重県庁2階第2会議室

8 入札方法等に関する事項

入札者（代理人による入札の場合の代理人を含みます。以下同じ。）は、入札書を封筒に封入の上、氏名、住所、案件名等を表記し、自ら投函してください。

入札は、本人又はその代理人が行ってください。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出してください。

9 入札書の記載

入札価格は指示のない限り消費税及び地方消費税抜きの額（免税業者にあつては、契約希望額に110分の100を掛けた額）としてください。（契約金額は、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。）提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

10 入札保証金

入札保証金は、入札金額の100分の5以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成18年三重県規則第69号。以下「規則」という。）第67条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

なお、入札保証金の納付が必要な場合は、競争入札参加資格の結果を通知する際に別途連絡します。

11 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生（再生）手続中の者のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査にかかる認定を受けている者（更生計画等の認可が決定されるまでの者に限る）が契約の相手方となるときは、契約金額の100分の30以上とします。また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときは除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

なお、契約保証金の免除を判断するため、過去3年間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書をご提出いただく場合があります。

12 落札者の決定方法

- (1) 規則第65条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札候補者とします。
- (2) 落札候補者となる額の入札をした者が2人以上あるときは、当該入札者のくじにより落札候補者を決定します。

13 入札の無効

規則第71条の各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は無効とします。

また、無効になる要件は、下記無効要件に該当する場合があります。

なお、落札候補者の落札資格の確認ができないときはその者の入札書は無効と取り扱いします。

落札決定後の契約不履行は、落札停止要綱の対象となります。

(無効要件)

次に該当する入札については、その者の入札を無効とします。また、再度入札には参加できないものとします。

- (1) 競争入札に参加する資格のない者が入札したとき。
- (2) 入札者又はその代理人が同一事項の入札に対し二以上の入札をしたとき。(例：同じ事業者の本店、支店(営業所等)が同一案件に入札を行った場合)
- (3) 入札者又はその代理人が他人の入札の代理をしたとき。
- (4) 入札に際して談合等の不正があったとき。
- (5) 入札保証金を納付する場合に、その額が規則第67条第1項に規定する額に満たないとき。
- (6) 入札者が定刻までに入札書を投函しないとき。
- (7) その他契約締結権者があらかじめ指示した事項に違反したとき。
- (8) 再度入札において、入札価格が前回の入札における最低額と同額以上の入札をしたとき。

14 その他

- (1) 契約書を作成することが必要です。
- (2) 天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、入札を中止します。
- (3) 入札、契約等の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (4) 詳細は調達説明書(仕様書)によります。

《関連資料》

- ① 調達説明書(仕様書)
- ② 仕様書
- ③ 入札に際しての注意事項
- ④ 競争入札参加資格確認申請書(第1号様式)

- ⑤委任状（第3号様式）
- ⑥質疑申請書
- ⑦入札書（第46号様式）
- ⑧契約実績証明書（様式2）